INFORMATION

令和七年度第二回関東学生法律討論会

日程：令和 7 年 10 月 18 日（土）
会場：専修大学　神田キャンパス
分野：刑法
加盟校：慶應義塾大学・駒澤大学・専修大学・中央大学・帝京大学
　日本大学・法政大学・明治大学・立教大学・早稲田大学（順不同）

問題：
　次の〔事例〕における甲および乙の罪責について論じなさい。なお，甲がＡのアパートの部屋を訪れた点のほか，薬物入手等にかかる特別法違反の点は除く。
〔事例〕
１　暴力団員甲は，恋人として付き合っていたＡに別れ話をもちかけた。すると，Ａは，興奮して「あなたと別れることはできない。この世で結ばれないなら一緒に死んでほしい。」などと言い出した。甲は，あわてて別れ話を撤回し，Ａを落ち着かせて，その場はやりすごしたが，甲は，Ａをますます疎ましく感じ，Ａとの関係を断つため，いっそＡを亡き者にしてしまおうと決意した。そして，甲は，Ａがあのようなことを言い出すのだから，自分もすぐ後から死ぬともちかければ，Ａが自ら死んでくれるのではないかと考え，いわゆる偽装心中を計画した。
２　甲は，Ａに毒薬を飲ませることを考えたが，甲には毒薬を入手することは難しかったので，かねて厚い信頼を置いていた暴力団の兄貴分にあたる乙に，毒薬の入手について相談した。
　甲の話を聞いた乙は，痴話げんかの延長なのに大げさだと思ったし，人を死なせるなど穏やかでなく，それに加担するようなことはしたくなかったが，薬品の入手については心当たりもあったことから，かわいがっている甲のために一肌脱ごうと考え，これを承諾した。
３　ただし，乙は，実際に人を死なせるのは行き過ぎであると思ったので，死亡の危険がない程度の薬物を手に入れることにし，つてをたどって，体内に入れば死ぬ危険があり，それなりに即効性もあるが，致死量には満たない分量の薬物を小瓶に入れたものを調達した。そして，後日，乙は，甲に対し，「毒薬を用意した。これを飲ませれば相手は死ぬはずだ。」と言って，毒薬入りの小瓶（以下，単に「小瓶」という。）を甲に手渡した。
４　甲は，Ａに毒を飲ませて死なせる計画を実行することにして，某日，乙から受け取った小瓶を携えてＡのアパートの部屋に赴き，実際には自分は追死するつもりはないのに，Ａに対し「あなたの気持ちはわかった。自分もあの後よくよく考えてみて，あなたと一緒に死ぬなら本望だと思うようになった。このとおり，薬も用意してきた。覚悟が変わっていないの

なら，今，思い切って死のう。自分もすぐに後を追う。」と嘘を申し向けて，小瓶をＡに手渡した。

５　Ａは，それまで思い詰めていたこともあり，甲の思い切った行動に心を動かされてその言葉を信じ，自ら死ぬつもりで，手渡された小瓶のふたを開けると中の液体を一気に飲み込んだ。まもなく，Ａは毒薬による中毒症状をきたして苦しみだし，意識も朦朧となった。

６　甲はこれを見て，ことの重大さを悟って後悔し，Ａの命を助けたいと思った。しかし，自分の行為が発覚するのは避けたかったので，甲は，Ａの背中をたたいたりＡの口の中に指を入れたりして飲み込んだ毒薬を吐かせようと試みたが，うまくいかず，Ａの状態は悪化するばかりに見えた。そこで，甲は，傍らにあったＡ所有の携帯電話から 119 番通報して救急車を呼び，その到着をアパートの出入口で待って，救急隊員をＡの部屋まで案内すると，すきを見てその場から逃走した。

７　Ａは，救急車で病院に運ばれ，胃洗浄その他の措置を受けた結果，死亡することはなかった。

その後の調べで，Ａの飲んだ毒薬は，致死量が 30cc であり，それ以上の量を摂取すれば誰でもほぼ確実に死亡するが，Ａが実際に飲んだ量は 10cc であり，Ａの体格や健康状態などからみて，この量では，通常，死には至らないことが判明した。乙は，そのような事情を知っていた。

出題者：専修大学教授　橋本正博